

ドライバー等安全教育訓練助成要綱

公益社団法人大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業所（以下「助成対象事業所」という。）は、県ト協会員であって、第3条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業所とする。

(助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は次に掲げるものとする。

総合交通教育センター ドラレビングアカデミーONGA

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 81-5 電話 093-293-2359 F A X 093-293-2427

(助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、県ト協が指定する。

(助成額)

第5条 助成金の額は1名につき研修受講料の一部 39,500円とする。

(公募等)

第6条 県ト協は、助成限度額（予算）及び利用状況等を勘案し、助成対象事業所の公募又は割当てを行う。但し、受付期間中において当該年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第7条 当該年度4月から2月末日までとする。

(助成適否の事前確認)

第8条 助成対象事業所は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に県ト協会長に対して確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み)

第9条 前条の確認を得た助成対象事業所は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練促進助成申込書」を、県ト協会長に対して提出しなければならない。

(取下げ)

第10条 助成対象事業所が第9条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに県ト協会長並びに研修施設に対して、様式2の「ドライバー等安全教育訓練促進助成金取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第12条 助成対象事業所もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、受講対象事業所は、研修受講料全額の負担を求めることがある。

- (1) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (2) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(附則)

- 1 本要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日一部改正

●手続きの流れ

- 1 協会事務局へ助成枠の確認
↓
- 2 教育訓練施設への予約
↓
- 3 (公社)大分県トラック協会事務局へ申込書(様式1)を提出
↓(※ FAXにて協会事務局へ申し込み後、後日、正本を郵送してください。)
- 4 教育訓練の実施
↓
- 5 (公社)大分県トラック協会から教育訓練施設へ受講料の支払い

★お問い合わせ先

制度の内容などについては、(公社)大分県トラック協会、また、カリキュラムの内容等については研修施設にお問い合わせをしてください。

○公益社団法人大分県トラック協会
大分県大分市向原西1-1-27
電話 097-558-6311 FAX 097-552-1591

○総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5
電話 093-293-2359 FAX 093-293-2427

